

## 電気工事士免状の旧姓使用について

### 新規交付の場合

#### ○旧姓での交付を希望する場合

- ・免状交付申請書の氏名を旧姓で記入してください。
- ・基本は住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）により旧姓が併記されているかを確認しますが、住基ネットで確認できなかった場合、旧姓が併記された住民票の提出が必要です。

### 書換の場合

#### ○免状に記載されている現姓を、旧姓へ書換を希望する場合

- ・免状書換申請書の氏名を旧姓で記入してください。
- ・基本は住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）により旧姓が併記されているかを確認しますが、住基ネットで確認できなかった場合、旧姓が併記された住民票の提出が必要になります。

#### ○現在旧姓の免状をお持ちで、引き続き旧姓の使用を希望する場合

- ・書換申請をする必要はありません。
- ・ただし、住民票等に旧姓が併記されている場合に限りしますので、旧姓併記の請求手続は行ってください。（提出不要）

※住民票に旧姓を併記するためには請求手続が必要になります。

手続の詳細は以下のページをご確認ください。

総務省 HP : [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/daityo/kyuuji.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/kyuuji.html)